

貯蓄預金規定

<貯蓄預金20型規定>

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳とともに提出してください。

3. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月3月と9月の当組合所定の日に当組合所定の方法により表示する利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は20万円とし、適用する利率は次のとおりとします。

①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間……

当該期間における当組合所定の方法による表示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間……

当該期間における当組合所定の方法による表示の「基準残高未満利率」

<貯蓄預金40型規定>

貯蓄預金40型については、20型規定のほか、次の規定が追加されます。

1. (預金の払戻し)

払戻し金額と次条の払戻回数超過手数料金額との合計金額が預金残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの金額から除きます。）をこえるときは払戻すことはできません。

2. (払戻回数超過手数料)

(1) 毎月1日から月末日までの1ヵ月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。

(2) 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払出し時に払戻請求書なしでこの口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

3. (利息)

この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は40万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間……

当該期間における当組合所定の方法による表示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間……

当該期間における当組合所定の方法による表示の「基準残高未満利率」